

意見書案第9号

大飯原発再稼働方針を撤回し、「原発ゼロの日本」をめざすことを求める  
意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成24年6月12日

取手市議会議長  
倉持光男様

提出者 取手市議会議員 関戸 勇

〃 〃 加増充子

## 大飯原発再稼働方針を撤回し、「原発ゼロの日本」をめざすことを求める意見書

野田首相は、大飯原発を「再稼働すべきだというのが私の判断だ」と表明しました。「国民生活を守る」ことが「唯一絶対の基準」などとしていますが、この判断は「国民生活を守る」どころか、国民の命と安全を危険にさらす最悪の判断といわなければなりません。

しかし、福島原発事故の原因究明はいまだなされておらず、また、肝心の大飯原発について安全対策は確立されておられません。こうした科学的根拠のない「安全神話」こそが、福島原発事故を引き起こした最大の教訓ではなかったのではないのでしょうか。首相の態度は、国政の責任者として決して許すわけにいかないものです。

住民の生命・財産を守る地方自治体の役割は、安全な社会を実現するために全力をつくすことです。ついては国民の願いに応え、政府に対し以下のことを求めるものです。

### 記

1. 大飯原発再稼働の方針を撤回し、早期に「原発ゼロの日本」をめざすこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月 日

茨城県取手市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣  
総務大臣

意見書案第10号

電気料金の値上げに反対する意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成24年6月12日

取手市議会議長  
倉持光男様

提出者 取手市議会議員 鈴木 潔

〃 〃 遠山 智恵子

## 電気料金の値上げに反対する意見書

大震災と原発事故から1年あまりが過ぎました。

電力各社は、火力発電の燃料費増加を理由に、円高・デフレ不況下で、企業・団体・法人が必至の経営努力を行う企業向けの契約事業者に対し、一方的な電気料金値上げ通知を行いました。さらに個人向けの電気料金値上げについて政府への認可申請を行いました。

国民が納得出来る企業努力も行わず、「料金値上げは権利である」とする東京電力の身勝手な値上げは断じて認められるものではありません。

日本の電気料金は発電所建設や使用済み核燃料再処理、燃料、広告等、さらに賠償や除染・廃炉の費用まで含め、経費がどんなにかかっても一定の利益を上乗せして電気料金に転嫁出来る「総括原価方式」となっています。企業向けに加え個人向け電気料金の値上げとなれば、子育て世代をはじめ新たな国民への負担増となり、消費はさらに低迷、国民生活と経済の悪化を加速させることは避けられず、電力料金値上げについての公聴会でも、値上げ反対の意見が圧倒的となっています。

よって当市議会は政府に対し、下記の事項を強く求めるものです。

### 記

1. 電力料金の「総括原価方式」を改めること
2. 企業向け電気料金の値上げに反対すること
3. 個人向け電気料金の値上げは認可しないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月 日

茨城県取手市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣  
総務大臣

意見書案第11号

障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成24年6月12日

取手市議会議長  
倉持光男様

提出者 取手市議会議員 遠山 智恵子

〃 〃 加増 充子

## 障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書

我が国では、平成18年4月、障害のある人も障害のない人とともに、地域社会で生活できるための仕組みを目指すとした「障害者自立支援法」が施行された。しかし、法の施行直後から、新たに導入された応益負担制度をはじめ、さまざまな問題点が指摘されてきたところである。その後、政府は平成22年1月に、障害者自立支援法違憲訴訟の71人の原告との間で、速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実施するとの基本合意を交わした。

一方、国連では、平成18年12月に障害者権利条約が採択され、既に100カ国以上が批准を終えているが、我が国は、国内法が未整備のため、いまだ批准できていない状況にある。

これらの問題解決に向けて、障害者制度の集中的な改革を行うため、平成21年12月に、内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」のもとに、「障がい者制度改革推進会議」が設置された。ここでの検討を踏まえて、平成23年7月には障害者基本法の改正が行われ、また、8月には同推進会議のもとに設けられた総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられたところである。

障害の種類や程度、家族の状況、経済力及び居住する自治体にかかわらず、障害者みずからが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や今般取りまとめられた提言に沿って「障害者総合福祉法（仮称）」を着実かつ速やかに立法化する必要がある。

以上の観点から、障害者総合福祉法（仮称）の確実な成立・施行を求め、以下について要請する。

### 記

1. 障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること
2. 障害者総合福祉法（仮称）制定にあたり、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源を十分に確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月 日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長